

公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議の開催について

〔平成30年8月28日
公務部門における障害者雇用に関する
関係関係会議決定案〕

- 1 多数の国の行政機関と地方公共団体で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになった事態を重く受け止め、政府一体となって、再発防止はもとより障害者の雇用の推進等に向けた取組を更に進めるとともに、そうした取組について、国民に十分に説明し、理解を得ていくことが必要である。

このため、関係府省庁が十分連携し、国の行政機関や地方公共団体の法定雇用率の達成に向けた計画的な取組を政府一体となって速やかに検討し、障害者の活躍の場の拡大を図るため、公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	厚生労働大臣
議長代理	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 厚生労働事務次官
構成員	内閣総務官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣人事局人事政策統括官 内閣法制局総務主幹 内閣府大臣官房長 内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁長官官房長 個人情報保護委員会事務局次長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 総務省大臣官房長 総務省自治行政局公務員部長 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省大臣官房長 厚生労働省職業安定局長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省大臣官房長 環境省大臣官房長 防衛省大臣官房長
オブザーバー	人事院事務総局総括審議官 人事院事務総局人材局長 会計検査院事務総局次長

- 3 連絡会議の庶務は、内閣官房その他の関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。